

## 基金事業等の改善について

	名称	項目	現 状	改善内容
1	緊急雇用創出事業	雇用期間要件（原則）の撤廃	雇用期間は6ヶ月以内更新1回可	現状の雇用期間要件（原則）を撤廃し、より流動的で多様な対応が出来るようにすること。
		対象事業要件の撤廃	建設・土木事業は不可	自治体が主体的に多様な事業展開を図れるよう、対象事業要件を撤廃すること。
		地方公営企業の事業主体化	地方公営企業は、基金事業の事業主体と認められていない。	地方公営企業会計で行う事業も基金事業の事業主体として認めること。
		旧要綱の人件費割合要件との併用	新規雇用失業者の人件費割合1/2以上	旧要綱の要件（人件費割合7割以上、新規失業者割合3/4以上）を更に緩和した上で残し、新要綱との選択を認めること。
		事業の前倒し執行	—	事業の前倒し執行に際しては、大幅な要件緩和等の運用改善を行うこと。
			前倒し執行を進めた場合、来年度以降の事業費が不足	交付金の更なる増額を行うこと。
		事務経費等への充当	都道府県での事務費への充当は認められているが、自治体正規職員の人件費への充当は不可。また、市町村では事務費の充当も不可。	財政状況の厳しい自治体の現状を踏まえ、基金に従事している自治体正規職員の人件費に基金から充当出来るようにすること。また市町村については事務費を含めて基金を活用できるようにすること。
		Off-JTに係る費用への充当	雇用した労働者の基礎技術習得等のためのOff-JTに係る費用は対象外（介護以外）	基礎技術習得等のために必要なOff-JTに係る費用についても事業の対象とすること。
		実績報告の簡素化	21年度補正の追加交付金について、上下半期毎に基金執行状況を報告	月単位、支出節毎の実績報告を不要とし、報告内容を簡素化すること。

	名称	項目	現 状	改善内容
1	緊急雇用創出事業（継続）	ふるさと雇用再生特別基金との統合等	ふるさと雇用再生特別基金との統合・流用は認められていない。	自治体のニーズに応じて、両基金の合計の範囲内で弾力的に事業を実施できるように、両基金の統合等を可能とすること。
		看護雇用プログラムの設定	—	看護分野についても、介護と同様の働きながら資格をとるプログラムを設けること。
2	ふるさと雇用再生特別基金事業	雇用期間要件（原則）の撤廃等	雇用期間は原則1年以上  委託事業期間中は、失業者の正規雇用不可、有期雇用のみ（6ヶ月以上）。委託終了後に正規雇用化した場合に一時金支給。	現状の雇用期間要件（原則）を撤廃し、より流動的で多様な対応が出来るようにすること。  委託事業期間中から正規雇用を可とし、正規社員としての安定雇用を目指す失業者が応募しやすいようにすることとする。
		対象事業要件の撤廃	建設・土木事業は不可	自治体が主体的に多様な事業展開を図れるよう、対象事業要件を撤廃すること。
			対象事業は委託事業のみ	地域の継続的な雇用創出に寄与する事業であれば、補助事業としての実施も対象とすること。
		地方公営企業の事業主体化	地方公営企業は、基金事業の事業主体と認められていない。	地方公営企業会計で行う事業も基金事業の事業主体として認めること。
		人件費割合要件の緩和	新規雇用失業者の人件費割合1/2以上	事業開始時の初期投資等を勘案し、人件費割合を緩和すること。
		事業の前倒し執行	前倒し執行を進めた場合、来年度以降の事業費が不足	交付金の更なる増額を行うこと。
		事務経費等への充当	都道府県での事務費への充当は認められているが、自治体正規職員の人件費への充当は不可。また、市町村では事務費の充当も不可。	財政状況の厳しい自治体の現状を踏まえ、基金に従事している自治体正規職員の人件費に基金から充当出来るようにすること。また市町村については事務費を含めて基金を活用できるようにすること。

	名称	項目	現 状	改善内容
3	地域自殺対策緊急強化基金（継続）	実施期間延長	交付金が平成23年度までに限られている。	自殺対策は、長期に亘る施策展開が必要であるため、交付金の期間延長を行うこと。
4	介護職員処遇改善交付金	対象職種の拡大	対象職種が介護職員に限定されており、事業所内でのバランスを欠くことになる。	他の職種との公平性の観点から、交付対象者の範囲を拡大するなど、全職員の処遇改善を図ること。
		処遇改善を図るための対応の実施	交付金が平成23年度までに限られている。	平成24年度以降も、介護職員の給与水準が維持・向上されるよう、処遇改善を図るための対応を確実に実施すること。その際、地方自治体の負担や被保険者の保険料の上昇を招く介護報酬の枠組みで実施することのないよう、国が十分な予算措置を講ずること。
		交付額算定	交付額は介護報酬×交付率であり、介護職員数を考慮していない。	一人当たり15千円の賃金引上げを行うのであれば、15千円×介護職員数とすること。
5	介護基盤緊急整備特別対策事業	対象の拡大	同事業の対象が地域密着型のみである。	広域型施設も対象とすること。
		実施期間延長	助成額の増額が平成23年度までに限られている。	平成24年度以降も同額の助成を継続すること。
6	森林整備加速化・林業再生事業	間伐事業費枠の撤廃又は緩和	間伐事業費が全体事業費の4割以上とされている。	間伐事業費枠を撤廃または緩和することにより、地域の実情にあった全体計画の策定を可能とすること。
		「運用改善」の具体的な内容	「運用改善」の具体的な内容が不明	現行計画に制約を課すような方向での見直しは行わないこと。